

議案第 2 0 号

令和 6 年度成田市水道事業会計補正予算（第 3 号）

（総 則）
第 1 条 令和 6 年度成田市水道事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）
第 2 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道料金等徴収事務委託料	令和 6 年度から令和 1 2 年度まで	5 9 2， 2 4 0 千円
自家用電気工作物保安管理業務委託料	令和 6 年度から令和 7 年度まで	4， 0 3 7 千円
原水・浄水水質検査業務委託料	令和 6 年度から令和 7 年度まで	2 8， 7 3 2 千円
放射性物質検査業務委託料	令和 6 年度から令和 7 年度まで	9 1 3 千円
草刈・植栽管理業務委託料	令和 6 年度から令和 7 年度まで	6， 3 0 3 千円
量水器購入	令和 6 年度から令和 7 年度まで	2 2， 6 5 6 千円

事 項	期 間	限 度 額
配水管耐震化工事（ＪＲ成田駅西口）１工区	令和６年度から令和７年度まで	７５，８４３千円
配水ポンプ盤更新工事（公津の杜配水場）	令和６年度から令和７年度まで	９２，１２５千円

令和６年１１月２９日提出

成田市長 小 泉 一 成